

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月2日

島根県警察本部長 中村 振一郎

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察学校給食業務委託

(2) 仕様等

入札説明書のとおり。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、契約締結日から令和8年3月31日を準備期間とする。

(4) 履行場所

島根県松江市西浜佐陀町582-2 島根県警察学校

(5) 最低制限価格

設定する。

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加するに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。

- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 業務の実施に当たり令和8年3月31日までに食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けることができる者であること。
- (8) 仕様書により規定した規格・要件を満たす役務の提供が可能な者であること。
- (9) 過去3年の間に国又は地方公共団体の学校、事業所等において、当校と同等以上の調理業務を受託し、確実に履行した実績のある者であること。
- (10) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (11) 令和8年4月1日に本件委託業務に着手できる者であること。
- (12) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8-1
島根県警察本部会計課用度係
電話 0852-26-0110
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
本公告の日から令和8年2月13日までの間、上記(1)の場所において交付する。
交付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。
- (3) 廉価施設見学の期間及び申込先
ア 期 間 本公告の日から令和8年2月13日までの間で、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
イ 申込先 〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町582-2
島根県警察学校 庶務係 電話 0852-36-8810
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日 時 令和8年2月27日（金）午前10時
イ 場 所 島根県警察本部7階第1小会議室
ウ 開 札 即時開札
- (5) その他
郵送、ファックス及び電子メール、電話による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の確認を受けた者であること。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県会計規則第64条の規定に基づき、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部会計課に通報すること。なお、通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。